

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年5月23日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

公益財団法人宇治市野外活動センター（以下、「宇治市野外活動センター」という。）が指定管理者を務める宇治市総合野外活動センターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。

- (1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
- (2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか
- (3) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
- (4) 指定管理料は適正に算定されているか
- (5) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育委員会生涯学習課、宇治市野外活動センターにおける公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和3年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年2月1日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年3月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 指定管理者の概要

1 目的及び設立

「宇治市総合野外活動センターの運営を行うとともに、野外活動に関する事業を通じて、青少年の豊かな感性と責任感を育み、人々の学ぶ喜びを増進し、人と人との連帯感を高めることにより、生涯学習の推進を図り、もって新しい文化と活力ある地域社会の創造に寄与すること」を目的として設立された。

設 立 平成 11 年 3 月 24 日

2 事業

その目的を達成するために、定款に基づき、次の事業を実施している。

- (1) 野外活動の奨励及び援助
- (2) 野外活動に関する事業の企画及び実施
- (3) 野外活動に関する調査及び研究
- (4) 宇治市総合野外活動センターの運営
- (5) その他目的を達成するために必要と認められる事業

3 組織

- ・評議員 5 名
- ・役員 理事 6 名(うち代表理事 1 名、業務執行理事 1 名)、監事 2 名
- ・事務局 事務局長、事務局次長、職員 2 名、嘱託 7 名、管理嘱託 4 名、
臨時職員 7 名

4 所在地

宇治市西笠取辻出川西 1 番地

第 7 監査対象施設の概要

(1) 施設

ア 所在地 宇治市西笠取辻出川西 1 番地ほか

イ 開 所 平成 11 年 6 月 4 日

ウ 敷地面積 108,964.81 m²

エ 建築面積 6,084.74 m²

オ 延床面積 6,844.98 m²

カ 施設概要

管理棟 1階 食堂、売店、図書・展示コーナー、メインホール、
医務室、事務室

2階 研修室、浴室、リネン室、宿泊室

3階 天体観察室

宿泊棟 宿泊室、身障者浴室、ミーティングルーム、洗面所

屋内運動場、工作棟、山の家、キャンプ施設、炊事棟、

森のテントサイト、フリーテントサイト、キャンプファイア場、

多目的広場、冒険とりで(フィールドアスレチック施設)、

グラウンド・ゴルフ場、レストハウス、東屋、川の広場、観察の森、

散策路、展望台、オリエンテーリングコース、駐車場

(2) 業務

- ア 野外活動に係る調査及び研究に関する業務
- イ 野外活動の奨励及び野外活動に対する援助に関する業務
- ウ 施設の使用許可に関する業務
- エ 管理施設、付属設備等の維持管理に関する業務
- オ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(3) 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理者選定方法 非公募

(5) 利用実績 令和 3 年度 45,901 人(令和 2 年度 62,133 人)

第 8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、生涯学習課の指導のもと改善されたい。生涯学習課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 生涯学習課・宇治市野外活動センター

(1) 指定の手続について

適正に処理されていた。

(2) 施設の管理状況について

委託業務等の履行確認及び請書の徴取について、会計処理規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。